

令和2年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和2年度9月補正予算等関係)

県土整備部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年9月定例会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)		
	1 補正予算説明資料	<総括表>	1
		道路企画課	2
		治山砂防課	2
		<公共事業>	3
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		11
	4 繰越明許費に関する調書		12
	5 債務負担行為に関する調書		16

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第9号	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	道路企画課	17
議案第11号	工事請負契約(国道178号(岩美道路)トンネル工事(牧谷トンネル)(補助))の締結について	道路建設課	20
議案第12号	工事請負契約(国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(3工区)(補助))の締結について	道路建設課	21
議案第13号	工事請負契約(国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(4工区)(補助))の締結について	道路建設課	22

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年8月26日専決)	県土総務課	23
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年8月26日専決)	道路企画課	24
報告第5号	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について	空港港湾課	25

【公共事業実施地区】

区	分	課名等	頁
一般公共事業		治山砂防課	26

令和2年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
道路企画課	15,241,740	0	15,241,740	600			△ 600	
治山砂防課	9,125,846	47,000	9,172,846	11,900	35,000		100	
計	56,042,037	47,000	56,089,037	12,500	<15,700> 35,000	0	△ 500	県費負担 15,200
説明								
区分		予算額	主な内容					
公共事業	一般公共	23,600	道路橋りょう事業、治山事業					
	単県公共	23,400	道路事業、砂防事業					
	計	47,000						
一般会計 計		47,000						

(注)起債欄の上段<>書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
 県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

道路企画課(内線:7351)

1目 道路橋りょう総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国道路・街路交通情勢調査費(道路交通センサス)[一般公共]	65,708	0	65,708	600			△ 600	県費負担 △ 600
トータルコスト	66,495	0	66,495	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明 全国道路・街路交通情勢調査の実施に係る交通量調査業務委託につき、国予算の配分増に伴い、財源更正するもの。								

道路企画課 合計	15,241,740	0	15,241,740	600			△ 600	県費負担 △ 600
----------	------------	---	------------	-----	--	--	-------	---------------

6款 農林水産業費

4項 林業費

治山砂防課(内線:7821)

7目 治山費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[一般公共事業]	1,261,022	23,000	1,284,022	11,900	<8,500> 11,000		100	県費負担 8,600
トータルコスト	1,373,563	23,787	1,397,350	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	14.3人	0.1人	14.4人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
農山漁村地域整備交付金(治山)	435,238	23,000	458,238	国認証増に伴う補正である。 加瀬木地区(鳥取市)ほか1箇所				

8款 土木費

3項 河川海岸費

3目 砂防費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[単県公共事業]	1,294,494	24,000	1,318,494		<7,200> 24,000			県費負担 7,200
トータルコスト	1,396,420	25,574	1,421,994	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	12.8人	0.2人	13.0人	設計積算、入札・契約の締結、現場監督				
工程表の政策目標(指標)	-							
説明								
事業名	補正前	補正	計	説明				
小規模砂防施設新設費	387,200	15,000	402,200	赤谷二(南部町)				
単県小規模急傾斜地崩壊対策事業	61,120	9,000	70,120	古川沢地区(倉吉市)				

治山砂防課 合計	9,125,846	47,000	9,172,846	11,900	<15,700> 35,000		100	県費負担 15,800
----------	-----------	--------	-----------	--------	--------------------	--	-----	----------------

(注) 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。  
県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和2年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業(A)	33,253,670	23,600	12,500	<8,500> 11,000	100	33,277,270	県費負担 8,600千円
一般単県公共事業(B)	10,086,873	23,400		<7,200> 24,000	△ 600	10,110,273	県費負担 6,600千円
計(C)(A+B)	43,340,543	47,000	12,500	<15,700> 35,000	△ 500	43,387,543	県費負担 15,200千円
一般直轄事業(D)	( 16,069,520 ) 3,748,587					( 16,069,520 ) 3,748,587	
合計(E)(C+D)	47,089,130	47,000	12,500	<15,700> 35,000	△ 500	47,136,130	県費負担 15,200千円
災害公共事業	3,835,820					3,835,820	
直轄災害	200,000					200,000	
単独災害復旧事業	281,200					281,200	
小計(F)	4,317,020					4,317,020	
総計(E+F)	51,406,150	47,000	12,500	<15,700> 35,000	△ 500	51,453,150	県費負担 15,200千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事務費及び人件費継足を含む額である。  
 一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。  
 起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和2年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業	事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
				国庫支出金	起債 <8,500> 11,000	その他		
一般公共事業	一般公共事業	33,253,670	23,600	12,500			33,277,270	原費負担 8,600千円
	道路橋りょう事業	19,354,034	600	600			19,354,634	道路状況調査
	街路事業	1,806,330					1,806,330	
	河川事業	4,365,143					4,365,143	
	海岸事業	230,752					230,752	
	ダム事業	578,398					578,398	
	砂防事業	4,765,856					4,765,856	
	港湾事業	364,109					364,109	
	農業農村整備事業							
	治山事業	1,261,022	23,000	11,900	<8,500> 11,000		1,284,022	加瀬木地区、柿原地区
	漁港事業	528,026					528,026	

(注)起債欄の上段<書きは、交付税措置置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和2年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
単県公共事業	10,086,873	23,400		<7,200> 24,000	△ 600	10,110,273	県費負担 6,600千円
道路事業	4,490,663	△ 600			△ 600	4,490,063	道路状況調査
河川事業	2,488,097					2,488,097	
ダム事業	132,483					132,483	
海岸事業	458,327					458,327	
砂防事業	1,721,798	24,000		<7,200> 24,000		1,745,798	赤谷二、古川沢地区
港湾事業	330,939					330,939	
空港事業							
土木総務費	237,013					237,013	
治山事業	131,697					131,697	
漁港事業	95,856					95,856	

(注)起債欄の上段<書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の<書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和2年度 公共事業補正予算総括表(9月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳			補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他 一般財源		
一般直轄事業	( 16,069,520 )				( 16,069,520 )		
道	3,748,587				3,748,587		
河川	( 9,174,000 )				( 9,174,000 )		
海岸	2,276,982				2,276,982		
砂防	( 4,306,000 )				( 4,306,000 )		
ダム	902,520				902,520		
港湾	( 471,000 )				( 471,000 )		
空港	85,251				85,251		
	( 1,482,000 )				( 1,482,000 )		
	266,760				266,760		
災害公共事業							
	3,835,820				3,835,820		
建設災害復旧事業	2,261,260				2,261,260		
災害関連緊急砂防事業	300,000				300,000		
災害復旧事業 特殊調査費	150,000				150,000		
港湾災害復旧事業	204,560				204,560		
空港災害復旧事業	50,000				50,000		
治山災害復旧事業	650,000				650,000		
漁港災害復旧事業	220,000				220,000		
直轄災害	200,000				200,000		
単独災害復旧事業	281,200				281,200		
災害復旧事業調査費	178,600				178,600		
単独災害復旧事業	57,600				57,600		
単独災害関連事業	45,000				45,000		
単独砂防災害復旧事業							

(注)一般直轄事業、直轄災害欄の上段( )書きは事業費である。



令和2年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節		6款 農林水産業費								
		補正前	補正額	補正後	うち県土整備部					
					補正前	補正額	補正後	4項 林業費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	328,859		328,859	734		734			
2	給 料	2,445,443		2,445,443	126,687		126,687	84,458		84,458
3	職員手当等	1,271,121		1,271,121	63,544		63,544	42,311		42,311
4	共 済 費	886,769		886,769	43,071		43,071	28,622		28,622
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	43,158	382	43,540						
8	旅 費	98,755	168	98,923	3,165		3,165	2,329		2,329
	費用弁償	16,805		16,805	36		36			
	普通旅費	72,065		72,065	3,129		3,129	2,329		2,329
	特別旅費	9,885	168	10,053						
9	交 際 費	100		100						
10	需 用 費	451,539		451,539	10,308		10,308	3,168		3,168
11	役 務 費	129,950		129,950	3,646		3,646	2,716		2,716
12	委 託 料	2,469,759	25,950	2,495,709	375,332	8,000	383,332	313,096	8,000	321,096
13	使用料及び賃借料	116,105		116,105	5,865		5,865	5,305		5,305
14	工 事 請 負 費	5,271,532	15,000	5,286,532	1,209,446	15,000	1,224,446	853,006	15,000	868,006
15	原 材 料 費	3,777		3,777						
16	公有財産購入費	2,010		2,010						
17	備 品 購 入 費	126,904	6,468	133,372	420		420	270		270
18	負担金、補助及び交付金	10,788,048	89,214	10,877,262	187,792		187,792	50,000		50,000
19	扶 助 費									
20	貸 付 金	349,631		349,631						
21	補償、補填及び賠償金	82,505		82,505	7,438		7,438	7,438		7,438
22	償還金、利子及び割引料	248,229		248,229						
23	投資及び出資金	10		10						
24	積 立 金	615,870		615,870						
25	寄 付 金									
26	公 課 費	374		374						
27	繰 出 金	174,968		174,968						
	予 備 費									
計		25,905,416	137,182	26,042,598	2,037,448	23,000	2,060,448	1,392,719	23,000	1,415,719
財 源 内 訳	国庫支出金	9,326,462	98,478	9,424,940	879,643	11,900	891,543	549,097	11,900	560,997
	地方債	3,350,000	11,000	3,361,000	783,000	11,000	794,000	636,000	11,000	647,000
	その他	2,405,833	8,000	2,413,833	14,535		14,535			
	一般財源	10,823,121	19,704	10,842,825	360,270	100	360,370	207,622	100	207,722

令和2年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節	6款 農林水産業費			8款 土木費								
	うち県土整備部			補正前	補正額	補正後	うち県土整備部					
	4項 林業費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	7目 治山費											
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬				249,354		249,354	222,188		222,188			
2 給 料	84,458		84,458	1,988,602		1,988,602	1,750,584		1,750,584			
3 職員手当等	42,311		42,311	1,023,321		1,023,321	901,383		901,383			
4 共 済 費	28,622		28,622	718,331		718,331	632,907		632,907			
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 報 償 費				21,499		21,499	7,830		7,830			
8 旅 費	2,329		2,329	47,958		47,958	41,342		41,342			
費用弁償				11,521		11,521	9,746		9,746			
普通旅費	2,329		2,329	33,857		33,857	29,753		29,753			
特別旅費				2,580		2,580	1,843		1,843			
9 交 際 費				100		100	100		100			
10 需 用 費	3,168		3,168	669,735		669,735	652,084		652,084			
11 役 務 費	2,716		2,716	172,186		172,186	160,971		160,971			
12 委 託 料	313,096	8,000	321,096	8,032,710	15,000	8,047,710	7,034,258	15,000	7,049,258			
13 使用料及び賃借料	5,305		5,305	207,762		207,762	191,672		191,672			
14 工事請負費	853,006	15,000	868,006	29,262,210	88,731	29,350,941	28,059,796		28,059,796			
15 原 材 料 費				9,726		9,726	9,726		9,726			
16 公有財産購入費				870,836		870,836	870,836		870,836			
17 備品購入費	270		270	299,677	638	300,315	284,078		284,078			
18 負担金、補助及び交付金	50,000		50,000	7,759,594	9,000	7,768,594	6,965,606	9,000	6,974,606			
19 扶 助 費												
20 貸 付 金				2,876		2,876						
21 補償、補填及び賠償金	7,438		7,438	1,861,774		1,861,774	1,848,097		1,848,097			
22 償還金、利子及び割引料				4,000		4,000	4,000		4,000			
23 投資及び出資金												
24 積 立 金				160,040		160,040						
25 寄 付 金												
26 公 課 費				9,723		9,723	9,723		9,723			
27 繰 出 金												
予 備 費												
計	1,392,719	23,000	1,415,719	53,372,014	113,369	53,485,383	49,647,181	24,000	49,671,181			
財 源												
内 庫 庫 支 出 金	549,097	11,900	560,997	17,071,288	600	17,071,888	16,666,367	600	16,666,967			
地 方 債	636,000	11,000	647,000	21,486,000	112,000	21,598,000	20,721,000	24,000	20,745,000			
そ の 他				1,614,249		1,614,249	833,893		833,893			
一 般 財 源	207,622	100	207,722	13,200,477	769	13,201,246	11,425,921	△ 600	11,425,321			

令和2年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節		8款 土木費								
		うち県土整備部								
		2項 道路橋りょう費					3項 河川海岸費			
		補正前	補正額	補正後	1目 道路橋りょう総務費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報 酬	54,418		54,418	35,526		35,526	52,553		52,553
2	給 料	871,453		871,453	218,823		218,823	560,494		560,494
3	職員手当等	443,291		443,291	114,212		114,212	286,582		286,582
4	共 済 費	305,478		305,478	80,748		80,748	199,705		199,705
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	1,340		1,340	340		340	513		513
8	旅 費	14,071		14,071	4,168		4,168	11,044		11,044
	費用弁償	2,167		2,167	1,368		1,368	2,120		2,120
	普通旅費	11,534		11,534	2,700		2,700	8,436		8,436
	特別旅費	370		370	100		100	488		488
9	交 際 費									
10	需 用 費	542,528		542,528	24,186		24,186	52,707		52,707
11	役 務 費	89,254		89,254	33,339		33,339	38,068		38,068
12	委 託 料	4,021,795		4,021,795	115,096		115,096	2,186,068	15,000	2,201,068
13	使用料及び賃借料	86,351		86,351	5,195		5,195	62,977		62,977
14	工 事 請 負 費	15,933,891		15,933,891				10,892,690		10,892,690
15	原 材 料 費	9,726		9,726						
16	公有財産購入費	373,759		373,759				162,570		162,570
17	備 品 購 入 費	191,856		191,856	1,056		1,056	73,188		73,188
18	負担金、補助及び交付金	3,015,131		3,015,131	15,293		15,293	1,338,160	9,000	1,347,160
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金	634,446		634,446	2,000		2,000	299,058		299,058
22	償還金、利子及び割引料							3,000		3,000
23	投資及び出資金									
24	積 立 金									
25	寄 付 金									
26	公 課 費	9,647		9,647				76		76
27	繰 出 金									
	予 備 費									
計		26,598,435		26,598,435	649,982		649,982	16,219,453	24,000	16,243,453
財 源 内 訳	国庫支出金	10,933,883	600	10,934,483	1,779	600	2,379	4,372,463		4,372,463
	地方債	9,505,000		9,505,000				9,716,000	24,000	9,740,000
	その他	347,967		347,967	137		137	226,782		226,782
	一般財源	5,811,585	△ 600	5,810,985	648,066	△ 600	647,466	1,904,208		1,904,208

令和2年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款 項 目  節	8款 土木費			県 土 整 備 部 合 計		
	うち県土整備部					
	3項 河川海岸費			補正前	補正額	補正後
	3目 砂防費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	7,006		7,006	223,239		223,239
2 給 料	222,662		222,662	1,931,017		1,931,017
3 職員手当等	112,331		112,331	991,945		991,945
4 共 済 費	76,780		76,780	694,192		694,192
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費	212		212	7,830		7,830
8 旅 費	5,111		5,111	45,794		45,794
費用弁償	305		305	9,853		9,853
普通旅費	4,495		4,495	34,098		34,098
特別旅費	311		311	1,843		1,843
9 交 際 費				100		100
10 需 用 費	10,025		10,025	668,130		668,130
11 役 務 費	9,536		9,536	166,802		166,802
12 委 託 料	886,248	15,000	901,248	8,004,917	23,000	8,027,917
13 使用料及び賃借料	25,502		25,502	199,645		199,645
14 工 事 請 負 費	4,457,469		4,457,469	32,669,102	15,000	32,684,102
15 原 材 料 費				9,726		9,726
16 公有財産購入費	73,570		73,570	885,936		885,936
17 備 品 購 入 費	270		270	284,498		284,498
18 負担金、補助及び交付金	80,141	9,000	89,141	7,353,406	9,000	7,362,406
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補償、補填及び賠償金	113,058		113,058	1,892,035		1,892,035
22 償還金、利子及び割引料				4,000		4,000
23 投資及び出資金						
24 積 立 金						
25 寄 付 金						
26 公 課 費				9,723		9,723
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	6,079,921	24,000	6,103,921	56,042,037	47,000	56,089,037
財 源						
内						
一						
財 庫 支 出 金	2,132,000		2,132,000	20,000,203	12,500	20,012,703
地 方 債	3,261,000	24,000	3,285,000	23,055,000	35,000	23,090,000
そ の 他	153,083		153,083	848,478		848,478
一 般 財 源	533,838		533,838	12,138,356	△ 500	12,137,856

節 の 明 細

項		目	金額(千円)等
8款	土木費		
	3項	河川海岸費	
		3目 砂防費	
		負担金、補助及 び交付金	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業費補助金 9,000

# 繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内記			備考			
							国庫補助金	起債	その他				
8	土木費	1	道路橋りょう総務費	全国道路・街路交通情勢調査費 (道路交通センサス)	道路企画課	65,708	65,708	1,000	0	0	64,708		
8	土木費	2	道路橋りょう維持費	車両管理費	道路企画課	126,182	17,784	0	0	0	0	5,784	
8	土木費	2	道路橋りょう維持費	道路メンテナンス事業費	道路企画課	4,076,688	50,000	33,825	0	0	0	2,175	
8	土木費	3	道路橋りょう新設改良費	地域高規格道路整備事業費	道路建設課	6,672,000	300,000	165,000	121,000	0	0	14,000	
8	土木費	3	道路橋りょう新設改良費	防災・安全交付金事業費 (国道改良)	道路建設課	506,999	209,999	129,149	80,000	0	0	850	
8	土木費	3	河川海岸費	防災・安全交付金事業費 (河川改良)	河川課	2,244,000	275,210	137,605	126,000	0	0	11,605	
8	土木費	3	河川海岸費	防災・安全交付金事業費 (通砂防事業)	治山砂防課	1,166,470	114,210	57,105	55,000	0	0	2,105	
8	土木費	3	河川海岸費	防災・安全交付金事業費 (火砂防事業)	治山砂防課	101,400	55,000	30,250	22,000	0	0	2,750	
8	土木費	3	河川海岸費	防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業)	治山砂防課	1,520,700	163,760	76,136	71,000	11,488	0	5,136	
8	土木費	3	河川海岸費	総合的な流水対策検討事業費 (治山砂防)	治山砂防課	200,000	70,000	0	70,000	0	0	0	
8	土木費	3	河川海岸費	大規模特定砂防事業費 (火砂防)	治山砂防課	230,000	191,940	105,567	81,000	0	0	5,373	
8	土木費	3	河川海岸費	事業間連携砂防等事業費 (通砂防)	治山砂防課	1,115,600	166,000	83,000	74,000	0	0	9,000	
8	土木費	3	河川海岸費	水防対策費	河川課	73,157	64,000	0	64,000	0	0	0	
11	災害復旧費	1	農林水産施設災害復旧費	大呂地区災害対策事業費	治山砂防課	99,500	76,500	51,000	22,000	0	0	3,500	
11	災害復旧費	2	土木施設災害復旧費	建設災害復旧費	技術企画課	2,123,300	10,000	6,670	3,000	0	0	330	
県土整備部 合計						20,321,704	1,830,111	876,307	815,000	11,488	127,316		

令和2年度9月補正予算(繰越明許費)総括表

事業名	予算額	繰越総額	既承認済額	今回繰越額		左の財源内訳		繰越理由の説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
一般公共事業(A)	33,277,270	1,527,119		1,527,119	818,637	644,000	11,488	52,994
道路橋りょう事業	19,354,634	560,999		560,999	328,974	215,000		17,025
街路事業	1,806,330							計画に関する諸条件による
河川事業	4,365,143	275,210		275,210	137,605	126,000		用地の関係等による
海岸事業	230,752							
ダム事業	578,398							
防砂事業	4,765,856	690,910		690,910	352,058	303,000	11,488	24,364
砂防事業	364,109							計画に関する諸条件による
空港整備事業								
農業農村整備事業								
治山事業	1,284,022							
漁港事業	528,026							
道整備交付金事業(広域農道)								
災害公共事業(B)	3,835,820	86,500		86,500	57,670	25,000		3,830
補助公共事業(C)(A+B)	37,113,090	1,613,619		1,613,619	876,307	669,000	11,488	56,824
直轄公共事業計(負担金(D))	3,948,587							
一般県公共事業(E)	10,110,273	152,492		152,492		82,000		70,492
道路橋りょう事業	4,490,063	82,492		82,492		12,000		70,492
河川事業	2,488,097							計画に関する諸条件による
ダム事業	132,483							
海岸事業	458,327							
砂防事業	1,745,798	70,000		70,000		70,000		計画に関する諸条件による
空港・港湾事業	330,939							
都市計画事業								
治山事業	131,697							
漁港事業	95,856							
土木総務費	237,013							
単独災害復旧事業(F)	281,200							
単県公共事業計(G)(E+F)	10,391,473	152,492		152,492		82,000		70,492
公共事業関係合計(H)(C+D+G)	51,453,150	1,766,111		1,766,111	876,307	751,000	11,488	127,316
一般事業(I)	4,635,987	64,000		64,000		64,000		
県土総務課事業	614,882							
技術企画課事業	369,309							
道路企画課事業	375,358							
河川建設課事業	118,989							
治山砂防課事業	201,756	64,000		64,000		64,000		計画に関する諸条件による
空港港湾課事業	28,713							
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室事業	2,762,487							
地方機関	164,393							
県土整備部計(J)(H+I)	56,089,037	1,830,111		1,830,111	876,307	815,000	11,488	127,316

県土整備部(単位:千円)

予算関係(繰越明許費)

## 繰越理由一覧

技術企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
建設災害復旧費	一級河川法勝寺川水系入蔵川	一級河川法勝寺川水系入蔵川	10,000	令和2年6月に発生した災害の復旧工事について、出水期以降の工事着手となることから、標準工期を確保することができず、年度内の完了が困難なため。

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
車両管理費			17,784	新型コロナウイルスの影響による調達難で年度内完了が困難になったため。(約360日)
全国道路・街路交通情勢調査費(道路交通センサス)			65,708	新型コロナウイルス感染拡大による交通情勢への影響を鑑み、全国調査が令和3年度に延期となるため。(約360日)
道路メンテナンス事業	国道180号	日野町明地(明地トンネル)	50,000	LED化の検討にあたって、分電盤配置の追加検討や、施工時の交通管理計画及び仮設計画の調整に不測の日数(約145日)を要したため。

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
地域高規格道路整備事業	国道178号(岩美道路)	岩美町陸上~本庄	300,000	想定していなかった中硬岩の出現により施工速度が低下し、過年度工事完了までに不測の日数(約120日)を要したため。
防災・安全交付金(国道改築)	国道183号	日南町河上	209,999	オオサンショウウオの調査で日南町教育委員会との調整に、不測の日数(約90日)を要することとなったため。

河川課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金(河川改修)	野坂川	鳥取市安長	60,210	地質調査の結果、大量の湧水が発生する軟弱な砂層が存在することが判明し、これに伴う護岸工変更設計に不測の日数を要したため。(約60日)
"	由良川	北栄町弓原	40,000	塩分遡上対策の手法について、地元説明し協力を得る必要があるが、コロナ禍による影響で集会開催ができず、説明に不測の日数を要したため。(約90日)
"	加茂川	米子市古市	85,000	用地買収について、コロナ禍による影響で相手方との交渉時期が定まらず、用地取得に不測の日数を要したため。(約60日)
"	小松谷川	米子市青木	90,000	工事用道路の借地について、コロナ禍による影響で相手方との交渉時期が定まらず、その調整に不測の日数を要したため。(約60日)
水防対策費	箇所なし		64,000	排水ポンプ車購入にあたり、入札が不調となり年度内の完了が困難となったため。(約50日)



## 繰越理由一覧

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
防災・安全交付金事業費(通常砂防事業)	小畑北谷川	鳥取市 青谷町 小畑	35,000	本工事区間に上下水道が埋設されていることが判明し、その管理者との調整及び移転に不測の日数を要したため。(約120日)
"	稗谷川	智頭町 木原	55,210	集落水道の切替が必要となり、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
"	寺谷川	八頭町 岩淵	24,000	立木の補償方法について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金事業費(火山砂防事業)	足谷川	伯耆町 谷川	55,000	新型コロナウイルス感染症対策のための行動自粛規制により、県外在住の地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金事業費(急傾斜地崩壊対策事業)	越路B地区	鳥取市 越路	16,000	施設計画について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	卯垣四丁目地区	鳥取市 卯垣	50,000	用地について、隣接するJR用地の公園と現地の筆界を整合するためJRとの協議が必要になり、その調整に不測の日数を要したため。(約60日)
"	藤津1地区	湯梨浜町 藤津	63,800	降雨時に仮設排水管が溢れ仮設計画の見直しを行ったことから、その検討に不測の日数を要したため。(約60日)
"	長山地区	伯耆町 長山	33,960	本工事区間に近接した住民より、工事用車両の騒音及び振動について対策を求められ、その検討に不測の日数を要したため。(約90日)
大規模特定砂防事業費(火山砂防事業)	佐陀川	伯耆町 丸山	191,940	堰堤中詰材の配合試験において、土質が想定と異なっていたため、配合条件を変更して強度を満たすまで試験を繰り返したことにより、不測の日数を要したため。(約60日)
事業間連携砂防等事業費(通常砂防事業)	宮ノ谷川	鳥取市 下段	110,000	施工中に当初想定していなかった軟弱な土が発生し、盛土材として使用するための土質改良に不測の日数を要したため。(約150日)
"	ツツミ谷川	八頭町 岩淵	56,000	工事用道路の借地について、新型コロナウイルス感染症対策のための行動自粛規制により、県外在住の地権者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
総合的な流木対策検討事業費(治山砂防)	ヒッポウ谷川	鳥取市 佐治町 加瀬木	10,000	資材の運搬経路の選定に当たり、民地を通行することとなり、地権者への説明に不測の日数を要したため。(約60日)
"	地蔵谷川	鳥取市 佐治町 葛谷	40,000	本工事区間の近隣住民より、工事用車両の振動について対策を求められ、その検討に不測の日数を要したため。(約60日)
"	恩谷川	鳥取市 佐治町 加茂	20,000	本工事区間の下流側で鯉を飼っている家があり、地元関係者から濁水対策の要望があったことから、その検討に不測の日数を要したため。(約60日)
大呂地区災害対策事業費	大呂地区	智頭町 大呂	76,500	工事用道路について、地権者の調査に不測の日数を要したため。(約45日)

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
除雪事業	道路企画課	50,000			令和3年度から 令和4年度まで	50,000				50,000

条 例 名 等	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例																					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b>                  地方税法の一部改正により、鳥取県税条例に規定する延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b>                  延滞金の特例における割合を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改める。</p> <p>特例における割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定義</td> <td><u>延滞金特例基準割合</u>                      租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%</td> <td><u>特例基準割合</u>                      租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合+1%</td> </tr> <tr> <td>督促状に指定した期日までの期間</td> <td><u>延滞金特例基準割合+1%</u>                      (上限7.3% ※)</td> <td><u>特例基準割合+1%</u>                      (上限7.3% ※)</td> </tr> <tr> <td>督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間</td> <td><u>延滞金特例基準割合+7.3% ※</u></td> <td><u>特例基準割合+7.3% ※</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 鳥取県道路占用料等徴収条例については7.25%</p> <p>参考：令和2年中の延滞金の割合（鳥取県延滞金徴収条例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本則の割合</th> <th>特例の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促状に指定した期日までの期間</td> <td>7.3%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間</td> <td>14.6%</td> <td>8.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 施行期日等</b>                  (1) 施行期日は、令和3年1月1日とする。                  (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>		改正後	改正前	定義	<u>延滞金特例基準割合</u> 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%	<u>特例基準割合</u> 租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合+1%	督促状に指定した期日までの期間	<u>延滞金特例基準割合+1%</u> (上限7.3% ※)	<u>特例基準割合+1%</u> (上限7.3% ※)	督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	<u>延滞金特例基準割合+7.3% ※</u>	<u>特例基準割合+7.3% ※</u>		本則の割合	特例の割合	督促状に指定した期日までの期間	7.3%	2.6%	督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	14.6%	8.9%
	改正後	改正前																				
定義	<u>延滞金特例基準割合</u> 租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合+1%	<u>特例基準割合</u> 租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合+1%																				
督促状に指定した期日までの期間	<u>延滞金特例基準割合+1%</u> (上限7.3% ※)	<u>特例基準割合+1%</u> (上限7.3% ※)																				
督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	<u>延滞金特例基準割合+7.3% ※</u>	<u>特例基準割合+7.3% ※</u>																				
	本則の割合	特例の割合																				
督促状に指定した期日までの期間	7.3%	2.6%																				
督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間	14.6%	8.9%																				

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.6パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.3パーセントの割合</td> <td>当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 当分の間、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年14.6パーセントの割合</td> <td>次項に規定する<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td>年7.3パーセントの割合</td> <td>当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)
年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合								
年7.3パーセントの割合	当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)								
年14.6パーセントの割合	次項に規定する <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合								
年7.3パーセントの割合	当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)								

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県道路占用料等徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

年 14.5 パーセントの割合	次項に規定する延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合	年 14.5 パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合
年 7.25 パーセントの割合	当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）	年 7.25 パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条第2項及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

条 例 名 等	工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル）（補助）） の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル） （補助）</p> <p>(2) 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字牧谷</p> <p>(3) 契約の相手方 国道178号（岩美道路）トンネル工事（牧谷トンネル） （補助）フジタ・美徳建設特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 広島市中区幟町13番15号 株式会社フジタ広島支店 執行役員支店長 安 東 則 好</p> <p>鳥取市下味野295番地29 美徳建設株式会社 代表取締役 田 中 直 美</p> <p>(4) 契 約 金 額 1,683,440,000 円（税込み）</p> <p>(5) 工事費の減に による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となつたと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となつた額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 令和4年4月28日</p> <p>(7) 契約締結の方法 制限付一般競争入札</p>

条 例 名 等	工事請負契約(国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(3工区)(補助))の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(3工区)(補助)</p> <p>(2) 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字牧谷から岩美郡岩美町大字浦富まで</p> <p>(3) 契約の相手方 国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(3工区)(補助)オリエンタル白石・藤原組特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 鳥取市富安一丁目173番地 オリエンタル白石株式会社鳥取営業所 所長 横 野 秀 夫</p> <p>鳥取市千代水一丁目17番地 株式会社藤原組 取締役社長 藤 原 正</p> <p>(4) 契 約 金 額 574,750,000円(税込み)</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 令和4年4月28日</p> <p>(7) 契約締結の方法 技術提案評価型総合評価競争入札</p>

条 例 名 等	工事請負契約(国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(4工区)(補助))の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工 事 名 国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(4工区)(補助)</p> <p>(2) 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字浦富</p> <p>(3) 契約の相手方 国道178号(岩美道路)橋梁上部工事(浦富高架橋)(4工区)(補助)富士ピー・エス・山陰建設特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 鳥取市松並町二丁目160番地 城北ビル 株式会社富士ピー・エス鳥取営業所 所長 大 村 康三郎</p> <p>八頭郡八頭町宮谷263番地11 山陰建設株式会社 代表取締役 上 田 俊 一</p> <p>(4) 契 約 金 額 768,900,000 円(税込み)</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 令和4年5月20日</p> <p>(7) 契約締結の方法 技術提案評価型総合評価競争入札</p>



件名	議会の委任による専決処分 <sup>1</sup> の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月26日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 岩美郡岩美町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金121,200円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和2年5月25日 午後1時7分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市南吉方三丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車(道路作業車)で右折車線を走行中、左車線から車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・損害賠償金 121,200円 うち、保険支払額 91,200円、県費支出額 30,000円(うち、保険契約による免責額3万円)</li><li>・県側車両損害額 199,381円 うち、相手方からの賠償金 139,567円、県実質負担額 59,814円</li></ul>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月26日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 甲 岡山県苫田郡鏡野町 個人 乙 岡山県美作市川北1021-2 株式会社中川商店 代表取締役社長 中川 邦明 丙 岡山県津山市 個人 丁 岡山県津山市河面1006-2 前田畜産運送有限公司 代表取締役 前田 憲治</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金114,822円を甲に、1,083,995円を乙に、150,590円を丙に、310,000円を丁にそれぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年2月5日 午後3時頃 イ 事故発生場所 東伯郡三朝町大字木地山内 ウ 事故の状況 和解の相手方が、一般国道179号をそれぞれ小型乗用自動車、小型貨物自動車及び普通貨物自動車で行中、トンネル上部から垂れ下がっていたラジオ放送用ケーブルに衝突し、それぞれの車両が破損したものである。</p>

件名	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県営鳥取空港の運営権者について、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の規定により、その経営状況について報告する。</p> <p>2 概要 (1) 運営権者 鳥取市湖山町西四丁目110番地5 鳥取空港ビル株式会社 代表取締役 馬場 進 (2) 報告内容 令和元年度決算に関する書類及び令和2年度事業計画</p>

## 令和2年度 公共事業実施地区の概要

(一般公共事業)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			R1以前 事業費	R2年度事業費				R3以降 事業費
			事業概要	期間	事業費		事業概要	補正前	補正額	計	
農山漁村地域整備交付金(治山)	加瀬木地区	鳥取市 佐治町 加瀬木	谷止工	H28 ~ R2	110,500	87,500	谷止工	8,000	15,000	23,000	0
	柿原地区	江府町 柿原	谷止工 伏工	R2 ~ R3	28,000	0	詳細設計	0	8,000	8,000	20,000

(単県公共事業)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			R1以前 事業費	R2年度事業費				R3以降 事業費
			事業概要	期間	事業費		事業概要	補正前	補正額	計	
小規模砂防施設新設費	赤谷二	南部町 上中谷	砂防堰堤工1基	R2 ~ R5	90,000	0	詳細設計	0	15,000	15,000	75,000